

形式-3(自動車関連業)

```

graph TD
    A[発生状況  
①発生場所、②発生時刻、③発生原因] --> B[廃棄物の処理  
④処理方法、⑤処理場所、⑥処理担当者、⑦処理結果]
    B --> C[発生状況  
①発生場所、②発生時刻、③発生原因]
    C --> D[廃棄物の処理  
④処理方法、⑤処理場所、⑥処理担当者、⑦処理結果]
  
```

発生状況
①発生場所、②発生時刻、③発生原因

廃棄物の処理
④処理方法、⑤処理場所、⑥処理担当者、⑦処理結果

発生状況
①発生場所、②発生時刻、③発生原因

廃棄物の処理
④処理方法、⑤処理場所、⑥処理担当者、⑦処理結果

下欄の事例(A～F)に対応したそれぞれの記入例を参考にして、調査票(その2)を記入してください。

⑦該当する処理・処分記号を選択する

Q 1： 自社の処分場で埋立処分した	「自社」と記入	→	自社の処分場の所在地	→	以降○を記入
V 1： 売却で得たものを自社で再利用した	「自社」と記入	→	自社の所在地	→	以降○を記入
V 2： 売却でもないものを自社で再利用した	「自社」と記入	→	自社の所在地	→	以降○を記入
W 1： 売却（利益があった）した	売却先を記入	→	売却先の所在地	→	以降○を記入
Z 1： 自社で保管している	「自社」と記入	→	自社の所在地	→	以降○を記入
R 1： 川崎市が設置する埋立処分場へ搬入した	処分場名を記入	→	処分場の所在地	→	以降○を記入
R 5： 川崎市が設置する焼却場へ搬入した	焼却場名を記入	→	市町村の所在地	→	以降○を記入
R 6： 川崎市が設置するリサイクル施設に搬入した	施設名を記入	→	市町村の所在地	→	以降○を記入
S 1： 処理業者の処分場で直接埋立処分した（中間処理を経由しない）	処分業者名を記入	→	処分場の所在地	→	以降○を記入
T 1： 処理業者で直接焼却処分した（中間処理を経由しない）	処分業者名を記入	→	焼却場の所在地	→	以降○を記入
U 1： 処理業者で直接焼却処分した（中間処理を経由しない）	焼却場名を記入	→	焼却場の所在地	→	以降○を記入
X 1： 資源回収業者、輸入業者、関連企業等で再生処理した	業者名を記入	→	業者の所在地	→	以降○を記入
Z 9： その他	該当者を記入	→	該当者の所在地	→	以降○を記入

該当する単位に、必ず○をつけてください。

微量又は液状の廃棄物を焼却し「0(ゼロ)」を記入してください。

[illegible]

陳棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先に確認して記入して下さい。また、不定期の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。

マニフェスト伝票を参考にして記入してください。なお、不明な場合は、委託業者に確認して記入してください。

- 分離槽の清掃を概○○に委託している。
- 汚泥分としては年間3回であり相模原市にある△△処理の脱水施設での中間処理を委託している。
- 委託先では、中間処理後の残さは、埋立処分している。

- ・月にドラム缶1本ぐらいの廃油が発生した。
年間の発生量を計算すると2,400Lある。
(200L×1本×12ヶ月)
- ・川崎市は、☐□□に処理を委託した。☐□□様では、油水分離後、燃料として再生利用している。

- ・年間に廃タイヤが150本発生した。
- ・このうち大型タイヤの50本は、**厚木市の**㈱××タイヤ販売店が下取りした。廃タイヤは再生タイヤとして利用されているようである。
- ・普通車用タイヤ100本は**横須賀市**にある△△㈱に処理を委託している。
- ・△△㈱ではチップ化し、**神奈川県**の工場で高炉還元剤としてリサイクルしている。

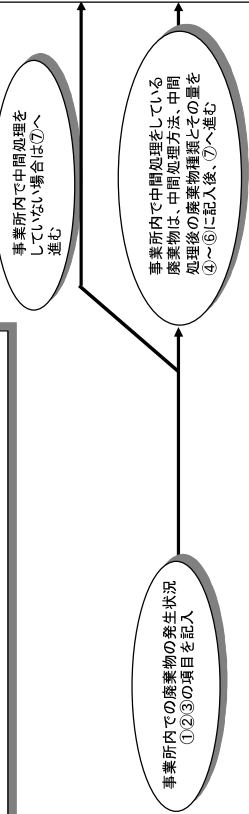
- 自動車の修理の際に鉄くずが年間3t発生した。
- 東京都にある□□商店に売却した。
- 相手先では、鉄鋼原料として再生利用している。

- 廃プラスチックが年間で500kg発生した。
- これは相模原市の燃〇〇に処理を委託した。
- 春託先では、焼却処理し、最終処分場で埋立処分している。

- ガラスくずが年間1t 発生し、**埼玉県**にある(株)△△に処理を委託した。
(運搬は〇〇産業に委託したが、記載しない。)
- 処理先の(株)△△では破砕後にガラス原材料としてリサイクルしている。

<調査票の記入要領・記入例> 形式-4 (医療系)

調査票 (その2) の質問の流れ



調査票 (その2) の記入例

下欄の事例(A～D)に対応したそれぞれの記入例を参考にして、調査票(その2)を記入してください。

本紙の裏面の廃棄物分類表を参照してください。

該当する単位に、必ず〇をつけてください。

微量又は液状の廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0.ゼロ」を記入し、単位はkgに〇を付けてください。

廃棄物の処理等を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先に確認して記入してください。また、不定期の回収業者等、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入してください。

マニフェスト伝票を参考にして記入してください。なお、不明な場合は、委託業者に確認して記入してください。

区分	①廃棄物の名称		②廃棄物の分類番号		③年間発生量										
	行番				百	十	万	千	百	十	一	単位			
事例：A	14	感染性廃棄物	2	0	1	8					8	0	0	kg t	
	24	感染性廃棄物	2	0	1	8					1	2	0	0	kg t
	34	レントゲン定着廃液	0	4	0	2						4	0	0	kg t
	44	廃プラスチック	0	6	1	0						1	5	0	0
事例：B	5														kg t
	6														m ³ L
事例：C															kg t
															m ³ L
事例：D															kg t
															m ³ L

④方法記号	⑤事業者の 分類番号 (知事庁)	⑥中間処理数量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		百	十	千	百	十	一	単位																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
11次 処理	2次 処理	3次 処理										kg t m ³ L																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

⑦ 処理・ 処分 の方法	⑧処理・処分又は 再生利用の名称	⑨処理・処分又は再生利用の 所在地（市町村等） ※海外の場合は郵政省所管まで	⑩方法記号			⑪最終 の処分 方法	⑫資源化用途
			1次 処理	2次 処理	3次 処理		
U 1	〇〇産業	神奈川県 相模原市 市町	A			2	
U 1	△△株	東京都 市町 市町	A	J		1	50
U 1	株〇×	埼玉県 市町 市町	N			1	20
U 1	〇〇株	神奈川県 川崎市 市町	A			2	

事例：A

- ・廃血液を含む感染性廃棄物が年間800リットル発生した。
- ・院内では処理せず相模原市に処理施設を保有する〇〇産業に委託し、焼却処理してもらった。
- ・焼却後の燃え殻は最終処分場で埋立処分している。

事例：B

- ・ガラス等を含む感染性廃棄物が年間1,200kg発生した。
- ・院内では処理せず東京市の△△株に焼却・溶融処理を委託している。
- ・焼却・溶融後の残さは、建設資材としてリサイクルされている。

事例：C

- ・レントゲン写真定着廃液が年間400L発生し、定期的に回収に来る株〇× (埼玉県) に委託した。
- ・株〇×では、廃液から銀を回収し、金属製品の原材料として再生利用している。

事例：D

- ・廃プラスチック (非感染性廃棄物) が年間1,500kg発生した。
- ・院内では処理せず、川崎市内の〇〇株に処理を委託した。
- ・委託先では焼却処理し、最終処分場で埋立処分している。

産業廃棄物等分類表

※燃焼性、毒性、腐食性、腐食性などの重要な性状を有している産業廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

表1：感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物）の分類表

種 類	分類番号	具 体 例
感 染 性 廃 棄 物	2018	血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーシ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの（試験管、シャーシ等）、汚染物が付着した廃プラスチック類等

表2：非感染性廃棄物分類表（産業廃棄物）

種 類	分類番号	具 体 例
有機性汚泥	0211	検査室や実験室などの排水処理施設から発生する汚泥（し尿を含む浄化槽汚泥は除く）
一般廃油	0311	冷凍機やポンプなどの潤滑油
廃動植物性油脂	0312	入院患者の給食に使った食用油（天ぷら油等）
廃溶剤	0320	アルコール類、グトン、洗浄油
油で	0340	タンクストラッジ、オイルトラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
油付着物等	0350	油の滲みだうエス、油紙くず、廃吸油材
無機性の酸性廃液	0401	ホルマリン、その他の酸性の廃液
レントゲン写真定着廃液	0402	レントゲン写真定着廃液
アルカリ性廃液	0501	検査廃液、その他のアルカリ性の廃液
レントゲン写真現像液	0502	レントゲン写真現像液
廃プラスチック類	0610	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
ゴムくず	1100	天然ゴムの器具類、ティスボ－ザブルの手袋など
金属くず	1210	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、プリキくず、トタンくず、空き缶（鉄製のもの）
非鉄金属くず	1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
混合金属くず	1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、理化学用ガラス器具、薬品ビン
陶磁器くず	1320	キプス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
紙おむつ	9080	紙おむつ（感染性ではないと判断したもの）
安定型混合廃棄物	2100	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみを含む混合物で分別ができない廃棄物
管理型混合廃棄物	2200	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以外の廃棄物を含む混合物で分別ができない廃棄物
廃自動車	3000	廃自動車、廃二輪車
廃電気機械器具	3100	プリント配線板、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、パソコン、電話機、自動販売機、蛍光灯など
廃電池類	3500	鉛蓄電池（バッテリー）、乾電池
複合材	3600	2つ以上の異なる素材が一体的に組み合わせられている製品の廃棄物
水銀使用製品産業廃棄物	2500	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの、電池類、照明機器、医薬品、水銀体温計、水銀式血圧計など（特別管理産業廃棄物は除く）

表3：非感染性廃棄物分類表（特別管理産業廃棄物）

種 類	分類番号	具 体 例
引火性廃油	0318	揮発油類（ガソリン、灯油、軽油、シンナー、キシレン、エーテル）
腐食性廃酸	0408	水素イオン濃度指数〔pH〕が2.0以下の廃液
腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数〔pH〕が12.0以上の廃液
汚泥	0219	基準値を超える有害物質を含むもの
廃油	0319	基準値を超える有害物質を含むもの
廃酸	0409	基準値を超える有害物質を含むもの
特定有害産業廃棄物	0509	基準値を超える有害物質を含むもの
ばいじん	1809	基準値を超える有害物質を含むもの
廃PCB	7419	廃PCB等、POB汚染物、POB処理物
廃水銀等	7449	廃水銀等（処分するために処理したものを含む）

<調査票の記入要領・記入例>

調査票（その2）の記入例

産業廃棄物処理業者として、川崎市内にある自社の中間処理施設又は、最終処分施設で処分した廃棄物を記入してください。

下欄の事例(A～D)に対応したそれぞれの記入例を参考にして、調査票(その2)を記入してください。

区分		①廃棄物の名称	②廃棄物の分類 番号(受託時)	③廃棄物の発生場所 (町数)	④年間受託量			
行 番	発生場 所コード				百 万	十 万	千	百
事 例 : A	1	建設汚泥	0 2	川崎市	0 1		1 0 0 0	kg t
	2	建設汚泥	0 2	東京都	3 3		7 0 0	kg t
	3	木くず	0 8	川崎市	0 1		8 0 0	kg t
事 例 : B	4	廃プラスチック	0 6	横浜市	0 2		4 0 0	kg t
	5	廃プラスチック	0 6	相模原市	0 2		6 0 0	kg t
事 例 : C	6	廃油	0 3	川崎市	0 1		2 0 0 0	kg t
	7	廃油	0 3	横須賀市	0 2		8 0 0 0	kg t
事 例 : D	8	廃プラスチック	0 6	東京都	3 3		3 0 0	kg t
	9	廃プラスチック	0 6	川崎市	0 1		1 2 0	kg t
	10							kg t

- 事例 : A
- ・川崎市内の工事現場で排出された建設汚泥を1,000 t、東京都内の工事現場で排出された建設汚泥を700 tそれぞれ受託した。
- 事例 : B
- ・川崎市内の事業所より木くずを800 t、横浜市内の事業所と相模原市内の事業所より廃プラスチック(合成繊維)をそれぞれ400 t、600 tを受託した。
- 事例 : C
- ・川崎市内の事業所から2,000L、横須賀市内の事業所から8,000Lの廃油を受託した。
- 事例 : D
- ・東京都内の事業所から300 t、川崎市内の事業所から120 tの廃プラスチックを受託した。

《廃棄物分類表》(②で使用)

- 01: 燃え殻
- 02: 汚泥
- 03: 廃油
- 04: 廃酸
- 05: 廃アルカリ
- 06: 廃プラスチック類
- 07: 紙くず
- 08: 木くず
- 09: 繊維くず
- 10: 動植物性残さ
- 11: 動物系固形不要物
- 12: ゴムくず
- 13: 金属くず
- 14: ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 15: 鉱さい
- 16: がれき類
- 17: 動物のふん尿
- 18: 動物の死体
- 19: ばいじん
- 20: 混合廃棄物その他
- 21: 特管焼油
- 22: 特管廃酸
- 23: 特管廃アルカリ
- 24: 感染性廃棄物
- 25: 廃PCB等
- 26: PCB汚染物
- 27: PCB処理物
- 28: 廃水銀等
- 29: 指定汚泥排水
- 30: 有害鉱さい
- 31: 焼石綿等
- 32: 有害燃え殻
- 33: 有害ばいじん
- 34: 有害廃油
- 35: 有害汚泥
- 36: 有害廃酸
- 37: 有害廃アルカリ

《発生場所コード表》(③で使用)

- <神奈川県内の場合>
- <神奈川県内の場合>
- 01: 川崎市
- 02: 川崎市外の県内
- <県外の場合>
- 21: 北海道
- 22: 青森県
- 23: 岩手県
- 24: 宮城県
- 25: 秋田県
- 26: 山形県
- 27: 福島県
- 28: 茨城県
- 29: 栃木県
- 30: 群馬県
- 31: 埼玉県
- 32: 千葉県
- 33: 東京都
- 34: ー
- 35: 新潟県
- 36: 富山県
- 37: 石川県
- 38: 福井県
- 39: 山梨県
- 40: 長野県
- 41: 岐阜県
- 42: 静岡県
- 43: 愛知県
- 44: 三重県
- 45: 滋賀県
- 46: 京都府
- 47: 大阪府
- 48: 兵庫県
- 49: 奈良県
- 50: 和歌山県
- 51: 鳥取県
- 52: 島根県
- 53: 岡山県
- 54: 広島県
- 55: 山口県
- 56: 徳島県
- 57: 香川県
- 58: 愛媛県
- 59: 高知県
- 60: 福岡県
- 61: 佐賀県
- 62: 長崎県
- 63: 熊本県
- 64: 大分県
- 65: 宮崎県
- 66: 鹿児島県
- 67: 沖縄県

<調査票の記入要領・記入例>

形式-5(産業廃棄物処分票)

調査票(その3)の記入例

産業廃棄物処理業者として、川崎市内にある自社の中間処理施設又は、最終処分施設で処分した産業廃棄物を記入してください。

下欄の事例(A~D)に対応したそれぞれの記入例を参考にして、調査票(その3)を記入してください。

産業廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先に確認して記入してください。また、不定期の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入してください。

廃棄物分類表を参照してください。

該当する単位に、必ず〇をつけてください。

数量又は液状の廃棄物を焼却、焼却灰が1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに〇を付けてください。

該当する単位に、必ず〇をつけてください。

区分		廃棄物の処分状況										自社処分・自社再生利用、委託処理		資源化用途								
行番	⑤廃棄物の名称	⑥廃棄物の分類番号(委託時)	⑦年間総重量				⑧廃棄物の分類番号(処理後)	⑨中間処理量				⑩処理・処分方法	⑪処理・処分先又は再生利用先の名称	⑫処理・処分先又は再生利用先の所在地(市町村まで) ※廃材の場合は郵便局まで	⑬資源化用途							
			百	十	千	万		百	十	千	万					百	十	千	万			
事例:A	1 建設汚泥	0 2			1	7	0	0	kg	0	2				3	4	0	→	S 1 O×産業	静岡県 沼津市 市町		
	2 木くず	0 8			8	0	0	0	kg	0	8					2	0	→	W 1 焼O△	埼玉県 鴻巣市 市町		30
	3								kg	0	1					8	0	→	U 1 □□焼	千葉県 市町		90
事例:B	4 廃プラスチック	0 6			1	0	0	0	kg	0						1	0	→	S 1 xO	神奈川県 横浜 市町		
	5							kg	0							4	0	→	U 1 ◇◇焼	神奈川県 横浜 市町		
	6 廃油	0 3			1	0	0	0	kg	0	3					9	0	→	W 1 △△焼	埼玉県 鴻巣市 市町		91
事例:C	7							kg	0							5	0	→	S 1 □O△	神奈川県 横浜 市町		
	8 廃プラスチック	0 6			4	2	0	0	kg	0	6					2	0	→	U 1 O△焼	神奈川県 横浜 市町		
	9								kg	0	6					4	0	→	W 1 ◇×O商店	東京都 市町		30
事例:D	10							kg	0									→				

事例:A

- 川崎市内の工事現場で排出された建設汚泥を1,000t、東京都内の工事現場で排出された建設汚泥を700tそれぞれ受託した。(調査票その2に記載済)

- 受託した総量1,700tの汚泥は排水後に340tとなり、静岡県にあるO×産業に埋立処分を委託した。

事例:B

- 川崎市内の事業所より木くずを800t、横浜市内の事業所と相模原市の事業所より廃プラスチックをそれぞれ400t、600tを受託した。(調査票その2に記載済)

- 受託した木くずは選別後、20tを埼玉県内の焼O△に燃料として売却し、残りは焼却処理した。

- 受託した1,000tの廃プラスチックは木くずとともに焼却処理した。

- 木くずと廃プラスチックの焼却後に生じた燃え殻180tのうち、80tについては、千葉県内の□□焼に処理を委託し、セメント原材料としてリサイクルされた。

- 残りの100tについては横浜市内の×Oに埋立処分を委託した。
- 焼却後に生じたばいじん40tは、横浜市内の◇O△に埋立処分を委託した。

事例:C

- 川崎市内の事業所から2,000L、横浜市内の事業所から8,000Lの廃油を受託した。(調査票その2に記載済)

- 受託した廃油は自社(横浜市内)で油水分離し、9,000Lの油を回収して再生油として、埼玉県内の△△焼に売却した。

- 分離後の残さ1,000Lは、自社で焼却後50kgになり、横浜市内の□O△に埋立処分を委託した。

事例:D

- 東京都内の事業所から300t、川崎市内の事業所から120tの廃プラスチックを受託した。(調査票その2に記載済)

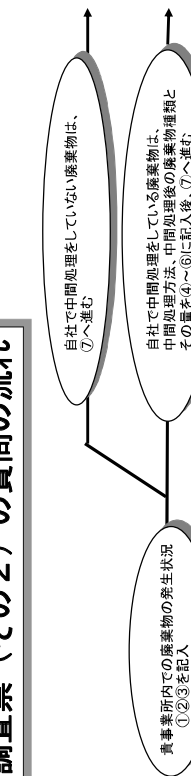
- 受託した廃プラスチックは自社で破砕し、20tは横浜市内のO△焼に中間処理を委託し、その後は別の処理業者で埋立処分されている。

- 破砕した廃プラスチックのうち400tは圧縮後、東京都内の◇×O商店に燃料として有償売却した。

<調査票の記入要領・記入例>

形式-9

調査票（その2）の質問の流れ



調査票（その2）の記入例

下欄の事例(A～F)に対応したそれぞれの記入例を参考に、調査票(その2)を記入してください。

本欄の裏面の廃棄物分類表を参照してください。

該当する単位に、必ず〇をつけてください。

微量又は液状の廃棄物を焼却し、焼却灰が四捨五入して1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに〇をつけてください。

廃棄物の処理等を委託している場合、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先に確認して記入して下さい。また、不足期の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。

マニュアルと伝票を参考に記入して下さい。なお、不明な場合は、委託業者に確認して記入して下さい。

区分	①廃棄物の名称	②廃棄物の分類番号			③年間発生量			④方法記号			⑤中間処理量			⑥処理・処分方法	⑦処理・処分先又は再生利用先の所在地(市町村まで)	⑧方法記号	⑨処理後の処分方法	⑩実施年度
		1	2	3	1	10	100	1	10	100	1	10	100					
事例A	下水処理汚泥	0	2	1	2	5	0	0	0	0	5	0	0	0	茨城	L	1	90
事例B	下水処理汚泥	0	2	1	2	3	0	0	0	0	2	4	0	0	神奈川	S	1	
事例C	廃油	0	3	1	1	1	0	0	0	0					神奈川	U	1	30
事例D	上水汚泥	0	2	2	3	4	9	9	7	0	2	2	9	3	神奈川	U	1	90
事例E	上水汚泥	0	2	2	3	3	8	6	6	0	0	2	2	3	千葉	S	1	
事例F	廃プラスチック	0	6	1	0	5	0	0	0	0					神奈川	U	1	
事例G																		

事例：A

- 下水処理汚泥が、50,000 t 発生した。
- 脱水処理を行い、脱水後の量は5,000 t であった。
- 処理後の汚泥は茨城県の櫛口〇(セメント工場)でセメント原料としてリサイクルした。

事例：B

- 下水道処理汚泥が、30,000 t 発生した。
- 脱水および乾燥処理を行い、乾燥後の量は2,400 t であった。
- 乾燥後の汚泥は横須賀市にある櫛口△の埋立地で埋立処分した。

事例：C

- 廃油が100kg発生した。
- これは川崎市の〇×産業に委託した。
- 委託先では、油水分離後に燃料として再使用している。

事例：D

- 上水汚泥が年間4,997 t 発生した。
- 自社の施設で天日乾燥を行い、処理後の量が2,293 t であった。
- 処理後の汚泥は川崎市の〇×(セメント工場)でセメント原料としてリサイクルした。

事例：E

- 上水汚泥が年間3,866 t 発生した。
- 自社の施設で脱水を行い、処理後の量が505 t であった。
- 処理後の汚泥は千葉県の櫛口△の埋立地で埋立処分した。

事例：F

- 廃プラスチックが500kg 発生した。
- これは、川崎市の櫛口××に処理を委託した。
- 委託先では、焼却処理し、埋立処分している。

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、本用紙右下の特別管理産業廃棄物の分類表を
ご参照ください。

ご参照ください。

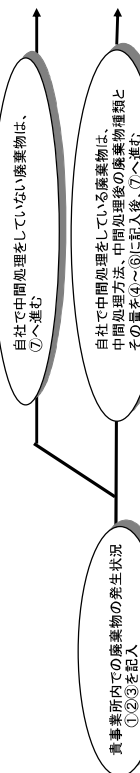
種 類	分類番号	具 体 例
有機性汚泥	0211	製紙汚泥（糸屑汚泥）、ビルビット汚泥（し尿を含むものは除く）、染色廃水処理汚泥、フタニシ汚泥（水垢を含むもの）、工業排水処理汚泥（水垢を含むもの）、その他紙状を呈する有機性廃棄物
	0212	下水汚泥
無機性汚泥	0221	めづき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、廃棄物焼却灰、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃水処理汚泥、金属さび粉灰、廃シヨットプラスト（さび粉化したものに限る）、廃サントドラススト（塗料かき取りの粉）、貯留石ころ、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、通脱粒濾す汚泥、炭塵汚泥、焼白土、油水分離後の汚泥、廃飼料、その他紙状を呈する無機性汚泥
	0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
一般廃棄物	0223	上水汚泥
	0311	エンジンオイル、機油、グリス、切削油、綿織油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
廃油	0312	魚油、鯊油、ヘット、ラード、ろ過ろ油、サラダ油、アマニ油、桐油、コマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	0320	アルコール類、ケトン、炭素油
廃油	0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、プラスチック
	0340	タンゴスラック、オイルラップ汚泥、油性スガム
無機性の酸性廃液	0350	油のしみだろウエス、油紙くず、廃酸材料、廃シールド材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料（液状）、インクかす、廃ワックス
	0401	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルホアミン酸、クワテリウム酸、酸性洗淨液、エッチング液、染工酸性汚泥（漂白浸せき工程、染色工程）、クロム酸廃液、硝酸ピッチ
有機性の酸性廃液	0402	写真定着廃液
	0403	牛酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミン酸発酵廃液
アルカリ性廃液	0501	アルカリ性洗淨廃液、液状びん用アルカリ、石灰廃液、炭灰汁、アルカリ性メッキ廃液、トロアール液（表面処理）、精糖工程、シリケート加工、無液（チップ蒸餾液）、脱脂廃液（金属表面処理）、硫黄ソーダ廃液、廃ソーラント液（L・L・C）
	0502	写真現像廃液
プラスチック類	0610	【熱可塑性】ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 【熱硬化性】フェノール樹脂（バークライト）、エポキシ樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、クレタ樹脂 【合成繊維】ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、湿紡繊維、化繊ロープ、化学繊維
	0610	【その他】プラスチック製品くず、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニールシート、フィルム、プラスチックタイル、セロロイド、繊維強化プラスチック（FRP）、塑料かす（固形）、接着剤かす、合成ゴムくず、塩ビ管
低木	0615	バイオマス廃プラスチック
	0625	石油などの化学資源からではなく生物資源（バイオマス）から作られたプラスチック
繊維	0626	大型用廃タイヤ
	0626	普通車・軽自動車用廃タイヤ
木	0701	ハルブ・紙・紙加工品製造端、印刷端、製本端、出版端等から排出される紙くず
	0801	木くず、おがくず、かんざく、バーク類、削り、ベニヤ、ベニヤボード材
繊維	0802	バレット、ハレットへの屑物の集付けのために使用したごみ包具のゴミ
	0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、セセルト、混紡繊維（天然繊維が主体のもの） （※繊維の多くは繊維は「プラスチック類」に分類されます。）
動物植物性残さ	1001	角・獣の骨・肉・腸など、皮、皮革くず、ポリカ、かす、缶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛
	1002	リースかす、ごみかす、ごみかす、通かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糖かす、てんぷかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、菓物の皮、種子、野菜くず、葉草かす、油かす、パンくず、原料くず
動物系固形不要物	4000	と畜場から生ずる断端に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる断端に係る固形状の不要物
	1100	ゴミくず、工ボナイトくず、ゴミ手袋、ゴミチューブ、ゴミ板くず

種 類	分類番号	具 体 例
金 属 く ず	1210	鉄くず、スグラップ（主体が鉄製の場合）、プリムくず、トタンくず、空缶（鉄製のもの）
鉄 く ず	1220	鋼線、鋼板、鋼角、鋼管、アルミくず、アルミ缶
混 合 金 属 く ず	1230	銅線、銅板、銅角、銅管、アルミくず、アルミ缶
ガ ラ ス く ず	1310	白熱電球、密ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラスレンズ、鏡片、製品ビン
陶 磁 器 く ず	1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器
石 膏 ボ ー ド	1330	石膏ボードくず
コンクリート製品くず	1340	コンクリート製品くず
焼 土 砂	1401	軽物砂、サンゴフラスト残砂
鉱 さ い	1402	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューボラのノロ、ドロス、カラス
鉱 さ い	1403	不良鉱石、ボタ、粒粉かす、鉱じん、破石くず
が れ き 類	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
工 業 物 質 の 新 規 入 荷	1520	アスファルトコンクリートの破片
改 善 工 事 の 残 土	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、スレート、タイル、断熱材
動 物 の ふ ん 尿	1600	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとりのふん尿、馬のふん尿
動 物 の 死 体	1700	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体
ば い じ ん	1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着したダスト
燃 え 殻	0101	燐酸などの燐灰石（生燐酸、コーコス燐、重燐灰、木灰、粉砕燐灰、クリンカなど） 「灰」は、 燃やした土壌や灰土を指す 。「燐酸」は、 燐酸を含む土壌や灰土を指す 。 「灰」は、 燃やした土壌や灰土を指す 。「燐酸」は、 燐酸を含む土壌や灰土を指す 。
廃 活 性 炭 ・ 廃 カ ー ボ ン	0102	廃活性炭、廃カーボン
混 合 廃 棄 物	2100	廃プラスチック類、コムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみの含有混合物で分別できない廃棄物
管 理 型 混 合 廃 棄 物	2200	廃プラスチック類、コムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以外の廃棄物を含む混合物で分別できない廃棄物
廃 自 動 車	3000	廃自動車、廃二輪車
廃 電 機 機 器 具	3100	プリンタ設備類、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、パソコン、電話機、自動販売機、蛍光灯など
廃 電 池 類	3500	鉛蓄電池（バッテリー）、乾電池
複 合 材	3600	2つ以上の異なる素材が一体的に組み合わされている製品の廃棄物
シ ャ ー ジ ン グ	2300	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物
石 綿 含 有 産 業 廃 棄 物（非 飛 散 性）	2400	工作物の新製、改修又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有しているもの。ゼニール塔（タイル）、スレート板、サイディング、石綿セメント板など
水 銀 使 用 製 品 産 業 廃 棄 物	2500	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの、電池類、照明機器、医薬品、水銀体温計、水銀式血圧計など（特別管理産業廃棄物は除く）
2. 特別管理産業廃棄物		
引 火 性 廃 油	0318	※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。 機油類（数値が不明な機油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテール、石炭系ドラフト油類など）
腐 食 性 廃 酸	0408	水系イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃液
腐 食 性 廃 アルカリ	0508	水系イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ
感 染 性 産 業 廃 棄 物	2018	血液、血清、血漿、体液、血液製剤、血液製剤が付着した脱脂綿、血漿等が付着した実験・手術用手袋等、病源微生物に感染した試験・検査等に用いられたもの、汚染物が付着した麻酔プラスチック類等
燃 え 殻	0109	基準値を超える有害物質を含むもの
有 機 性 汚 泥	0219	基準値を超える有害物質を含むもの
無 機 性 汚 泥	0229	基準値を超える有害物質を含むもの
廃 油	0319	基準値を超える有害物質を含むもの、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む等
廃 酸	0409	基準値を超える有害物質を含むもの
廃 アルカリ	0509	基準値を超える有害物質を含むもの
廃 石綿等	1538	吹き付け石綿（フラスコ）、石綿含有保温材、大気汚染防止剤の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
ば い じ ん	1409	基準値を超える有害物質を含むもの
廃 PCB	7419	基準値を超える有害物質を含むもの
廃 水 銀 等	7449	機油類等、PCB汚染物、PCB処理物

<調査票の記入要領・記入例>

形式-7

調査票（その2）の質問の流れ



調査票（その2）の記入例

下欄の事例(A～Q)に对应したそれぞれの記入例を参考にして、調査票(その2)を記入してください。一般廃棄物は記入不要です。(例: 使用済みOA用紙、新聞紙、雑誌、生ごみなど)

本紙の裏面の廃棄物分類表を参照してください。

該当する単位に、必ず〇をつけてください。

微量又は液状の廃棄物を焼却し、焼却灰が四捨五入して1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに〇をつけてください。

廃棄物の処理等を委託している場合、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先に確認して記入して下さい。また、不特定の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。

マニファスト伝票を参考に記入して下さい。なお、不明な場合は、委託業者に確認して記入して下さい。

区分	②廃棄物の分類番号	③年間発生量	④方法記号	⑤処理・処分先又は発生処理先の所在地(市町村まで)	⑥方法記号	⑦処理後の⑧資源化率
事例: A	行番	③年間発生量	④方法記号	⑤処理・処分先又は発生処理先の所在地(市町村まで)	⑥方法記号	⑦処理後の⑧資源化率
事例: A	1	1210	1	茨城	1	10
事例: B	2	0802	2	神奈川	2	2
事例: C	3	0610	3	神奈川	3	80
事例: D	4	0312	4	千葉	4	30
事例: E	5	0211	5	埼玉	5	2
事例: F	6	0318	6	神奈川	6	2
事例: G	7	0502	7	神奈川	7	20

事例: A

- 金属類が1日1kg程度発生しており、年間350kg程度となる。
- これは、**茨城県**の焼却口に売却している。

事例: B

- 木製のパレットが年間50kg発生した。
- これは、**埼玉県**の焼却口〇〇〇〇〇〇に処理を委託した。
- 委託先では、焼却後に埋立処分している。

事例: C

- プラスチックが年間100kg発生した。
- これは、**川崎市**の焼却口〇〇〇〇〇〇に処理を委託した。
- 委託先では、プラスチック原材料として再生利用している。

事例: D

- 天ぷら油が月平均で一斗缶2本位発生した。
- 重量換算すると、年間432kgである。(18kg×2本×12ヶ月)
- これは、**千葉県**に処理施設を保有する××産業に処理を委託した。
- 委託先では、油水分離後、燃料として再利用している。

事例: E

- 月2回のグリストラップの清掃により、年間240Lの有機性汚泥が発生した。
- これは、回収に来る**埼玉県**の〇〇〇〇〇〇に処理を委託している。
- 委託先では、脱水、乾燥処理後に埋立処分している。

事例: F

- ドライクリーニング用洗濯機のカートリッジフィルターを交換し、フィルター残渣溶剤(石油系)が発生した。
- 重量換算すると年間200kgである。(25kg×2本×4台)
- これは、**横浜市**の焼却口〇〇〇〇〇〇に委託し、焼却処理している。

事例: G

- 写真現像廃液が年間350kg発生し、定期的に回収に来る**川崎市**の焼却口〇〇〇〇〇〇に委託している。
- 委託先では、廃液から銀を回収し金属製品の原材料として再生利用している。

廃棄物に係る意識等についてのアンケート

実態調査と併せて、アンケートへ
のご協力をお願いいたします。

調査票番号※		事業所名	
--------	--	------	--

※↑調査票に記載の調査票番号を転記してください

問1 ごみの減量化・資源化の推進に向け、貴事業所ではどのような取組をしていますか。

番号に○（複数可）

- 1 紙の使用量削減（両面コピー、ペーパーレス化など）
- 2 新聞・雑誌、段ボール、その他紙類の資源化
- 3 プラ製のコンテナなどの再使用容器の活用等による段ボール使用量削減
- 4 包装材・梱包材の使用量の削減
- 5 不要物の有効利用・有償売却の促進
- 6 従業員に対する教育の徹底
- 7 ごみの削減目標の設定
- 8 ごみの発生抑制のための製造工程の改善
- 9 ごみ処理に関する管理体制の整備（責任者の設置など）
- 10 樹木等の剪定により発生した剪定枝等の資源化
- 11 規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用
- 12 ユニット工法など廃材発生が少ない工法の採用
- 13 再生資材の工事利用の促進
- 14 その他（具体的に： _____ ）
- 15 特に行っていない

問2 食品ロスの削減及び食品廃棄物の減量化・資源化の推進に向け、貴事業所ではどのような取組をしていますか。

※食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。主に食べ残しや過剰除去、賞味期限切れによる直接廃棄、規格外品等を指します。

※食品廃棄物とは、食品ロスに加え、魚や肉の骨など廃棄される食品を含みます。

番号に○（複数可）

- 1 食品廃棄物の減量化・資源化
※1に○をした方は下の減量化・資源化の方法についても○をお願いします
（飼料化・肥料化・堆肥化・消滅型生ごみ処理機・エネルギー利用）
- 2 量り売り・ばら売り
- 3 食べ残しが出ないように、提供量の調整や、持ち帰り容器の準備
- 4 調理方法を工夫して、調理残さを極力減らす
- 5 適正量の発注・納品
- 6 その他（具体的に： _____ ）
- 7 特に行っていない

問 3 脱炭素化（CO₂ 排出量の削減等）に向け、貴事業所ではどのような取組をしていますか。

番号に○（複数可）

- 1 使い捨てプラスチック製品（ストロー、カップ等）の使用量の削減
 - 2 化石資源由来のプラスチックから、バイオプラスチックへの代替を進めている
 - 3 廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進
 - 4 再生品、再生資源（原料）の利用の推進
 - 5 廃プラスチック類を焼却処分ではなく、リサイクルできる処理業者に委託している
 - 6 リサイクルの容易化、処理の容易化、製品の長寿命化等を考慮した製品の開発
 - 7 エネルギー消費を抑える取組をしている（LED 照明の導入、空調の効率化等）
 - 8 その他 具体的に：
-
- 9 特に行っていない

問 4 地震等の災害の発生に備えて、貴事業所では、BCP（事業継続計画）を作成していますか。また、災害時においても産業廃棄物を滞りなく処理するために「産業廃棄物の処理に関する BCP」を作成していますか。

※BCPとは、災害時等に事業の復旧・継続に向けた手段や行動をまとめた計画のことです。

※川崎市の HP に「産業廃棄物の処理に関する BCP 作成ガイドライン」を掲載していますので、ご活用ください。<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000140691.html>

番号 1 つだけに○

- 1 両方とも作成している
 - 2 BCPは作成しているが、「産業廃棄物の処理に関するBCP」は作成していない
 - 3 BCPは作成していないが、「産業廃棄物の処理に関するBCP」は作成している
 - 4 両方とも作成していない
 - 5 その他 具体的に：
-

問 5-1 貴事業所では、電子マニフェストを利用していますか。

※電子マニフェスト制度は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の情報を電子化し、排出事業者と処理業者がやり取りする仕組みのことで、事務処理の効率化等を図ることができます。

番号 1 つだけに○

- 1 利用している
- 2 利用していない

問 5-2 「問 5-1 で「2 利用していない」とお答えの事業所におたずねします。」

電子マニフェストを利用していない理由は何ですか。

番号に○（複数可）

- 1 電子マニフェストを知らなかった
 - 2 操作方法が難しいと感じる
 - 3 ごみの排出量が少ないため、使用するメリットを感じない
 - 4 委託先の処理業者が利用していない
 - 5 その他 具体的に：
-

問 6 貴事業所のごみ置き場の管理は、どのようにされていますか。

番号 1 つだけに○

1 自社で排出管理している	}
2 テナントビルなどで一括管理している	
3 その他 具体的に：	

問 7 貴事業所がごみを処理するうえで課題と感じていることはありますか。

番号に○（複数可）

1 最近ごみ処理にかかるコストが増えてきたこと	}
2 排出量が少量のため、収集運搬業者・処分業者の確保が困難であること	
3 複合物など分別がしにくいごみが増えてきたこと	
4 資源化したいが引き取ってくれる業者がないこと	
5 従業員に分別排出の意識が浸透しないこと	
6 分別や排出方法のルールが複雑でなかなか理解できないこと	
7 その他 具体的に：	
8 特になし	

問 8-1 品目別の処理方法について、該当するものに○をしてください。

(1)新聞・雑誌	A ごみとして処理 or B 資源として処理 or C 排出していない
(2)ダンボール	A ごみとして処理 or B 資源として処理 or C 排出していない
(3)その他紙類	A ごみとして処理 or B 資源として処理 or C 排出していない
(4)厨芥類(生ごみ)	A ごみとして処理 or B 資源として処理 or C 排出していない
(5)その他資源物 (剪定枝など)	A ごみとして処理 or B 資源として処理 or C 排出していない

問 8-2 ここ数年、貴事業所の問 8-1 のごみ（新聞・雑誌・ダンボール・紙類・生ごみ・剪定枝など）の排出量が減少している場合、その理由を教えてください。

番号に○（複数可）

1	生産、販売量など事業規模が縮小・減少したから	
2	従業員が減ったから	
3	回収業者が資源物として回収するようになったから（品目：	）
4	分別して資源化するようにしたから（品目：	）
5	従業員の教育を徹底したから	
6	その他	具体的に：
7	わからない	

問 9 川崎市は、今後どのような取組に力を入れる必要があると思いますか。

番号に○ 3 つまで

1	事業者に対するごみ減量・資源化に係る広報の充実	
2	資源化できる業者に関する情報提供	
3	ごみ処理に関して気軽に相談できる窓口や体制の充実	
4	事業者を対象としたごみ処理の講習会の開催	
5	事業者の優良事例紹介や表彰	
6	分別ルール等を守らない事業者に対する罰則制度の創設など指導強化	
7	市焼却処理施設へのごみの持ち込み料金の引き上げ	
8	古紙など資源物の市焼却処理施設への持ち込みの禁止	
9	不適正処理、不法投棄に対する、監視・指導体制の一層の強化	
10	処理業者に関する、評価や行政処分等の情報公開	
11	廃棄物の減量及びリサイクル技術開発・施設整備への補助・融資制度の拡充	
12	優良な産業廃棄物処理業者への支援と育成	
13	その他	具体的に：

アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。
実態調査の調査票と併せて返信用封筒に入れ、ご返送くださいますよう、お願いいたします。

